

## ヴィム キッズスクール 会則

[名称及び所在地]

第1条 本クラブは「ヴィムスポーツアベニュー」と称し、東京都杉並区宮前2-10-4に所在します。

[目的]

第2条 本クラブはスポーツ、学習に対する正しい理解と関心を深め礼儀、節度を重んじ、併せて健全な心身の育成と振興を図る事を目的とします。

[入会資格]

第3条 ①本クラブの目的に賛同される方で入会資格に該当し、所定の入会手続きを終了した方は会員証を受領する事により本クラブの会員となります。  
②暴力団関係者、刺青のある方、伝染病、皮膚病、精神病等の疾患者、及び本クラブが不適当と判断した方は入会する事ができません。

[入会手続]

第4条 本クラブに入会を希望する者はクラブ指定の書類に必要事項を記入し入会金、月会費(2ヵ月分)を添えて提出してください。保護者の方にはJCBカード(354から始まるカード番号のもの)をお持ちいただきます。お持ちでない場合はヴィムスポーツカード(JCBとの提携カード)に入会していただきます。本クラブが必要と判断した場合は健康診断書の提出を必要とします。

[入会金・月会費]

第5条 入会金、月会費は別に定めた通りとします。又、別条に定める会員資格の喪失その他いかなる事由によっても返還されることはありません。

[休会・退会・コース変更]

第6条 ①休会、退会、又はコース変更をしようとする方は別に定める休会、退会、コース変更届用紙に必要事項を記入し、休会、退会、コース変更しようとする前月15日までに届出してください  
②休会する場合は所定の用紙にて届け出をすることにより1ヶ月以上休会する事ができます。休会期間中の会費は半額とします。  
③退会する場合は会員証(当クラブ専用利用カードのみ)を返却してください。

[会員の義務]

第7条 ①会員は住所・連絡先・メールアドレス・料金引落とし銀行口座その他入会申込書記載事項に変更があった場合は、速やかにその旨届出るものとします。  
②風説を流布し、偽計又は威力を用いて会社の信用を毀損し、又は会社の義務を妨害する行為は禁止とします。

[当館利用]

第8条 ①会員は定められた料金を支払う事により、施設利用約款、その他施設利用に関する規則等の定める事項を遵守のうえ施設を使用する事ができます。但し施設の利用に当たっては会員証が必要となります。  
②キッズスクール会員は、定められた曜日・時間帯にコーチの指導を受ける事ができます。

[休業]

第9条 本クラブ側の事由により休業する場合は、1週間前までに本クラブ内に掲示します。突発事由についてはこの限りではありません。

[会員資格の喪失]

第10条 会員は次の場合に会員資格を喪失します。  
①退会をクラブに認められた時  
②除名  
③死亡  
④施設の全てが永久に閉鎖されたとき

[除名]

第11条 会員が次の各号に1つでも該当する時は無条件で除名され直ちに会員資格を失うものとします。  
①会則、施設利用約款、その他施設利用に関する規則等に違背した時。  
②本クラブの名誉若しくは信用を傷つけたり秩序を乱す行為があった時。  
③施設利用に関する諸料金の支払を怠ったとき。  
④その他会員としての品位を損なうと認められる行為のあったとき。

[健康管理義務]

第12条 本会員及びその保護者は、会員の健康状態に留意し自ら健康管理を行なうものとします。

[盗難責任]

第13条 本クラブはクラブ内で発生した盗難事故については、一切の責任を負いかねます。

[損害等の責任]

第14条 本クラブ内において、練習及び学習中に事故が起こった場合には責任保険の受給範囲内において損害賠償を行います。

[会員資格の譲渡禁止]

第15条 会員資格は本人限りとし、譲渡若しくは相続その他包括承継はできないものとします。

[未成年会員]

第16条 未成年の入会手続きは親権者が行うものとします。この場合親権者は自ら会員となった場合と同様、本人の行為について責任を負い会則、施設利用約款等に定める本人の義務の履行の責任に任ずるものとします。

[会則の発効及び改訂]

第17条 本会則は2018年8月20日をもって改訂します。

第18条 本会則は必要の都度、館内に公示することにより改訂することができます。